

これまでの主なご意見

●行動指針改定について

◆ 令和 2 年 2 月 13 日 社会福祉審議会

- ・ 県内の駅舎でもバリアフリー化で格差が生じている。ソフト面の取組も重要だが、ハードの取組こそが重要であり、予算面での義務付けができるものにしてほしい。
- ・ 気楽に助け合える社会になるようにしてほしい。
- ・ 年配者、大人だけで議論するのではなく、若者の視点を入れるべき。
- ・ ユニバーサルデザインを推進する側の視点でなく、当事者の視点を大事にしてほしい。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 1 回第 2 専門分科会

- ・ 「この 10 年間でバリアフリー、ユニバーサルデザインが充分進んだと感じる人の割合」など具体的な数値目標を書き込みたい。
- ・ スピード感を持って、この 3 年でやるぞ、というような期間設定、目標設定をするべき。
- ・ 事業者に対して実効性のある、指導できる行動指針であるべき。

◆ 令和 2 年 9 月 3 日 第 2 回第 2 専門分科会

- ・ 目指すべき方向性について、これまで UD の理念は強調されてきたが、どのようにして実効性を持たせるかがポイントである。

◆ 令和 2 年 9 月 7 日 第 2 回第 1 専門分科会

- ・ 心のバリアフリーや障害の社会モデルの考え方を行動指針に方向づけてほしい。
- ・ 学校のバリアフリー化は数値目標を入れて、実効性のある指針にしてほしい。

◆ 令和 2 年 10 月 14 日 第 3 回第 1 専門分科会

- ・ 県の役割でユニバーサルデザインを県が率先垂範するとしてはどうか。実効性と県の役割が紐づけられるような言葉を入れていただけないか。
- ・ どうしても役所が作ると固く、難しい文章になってしまうので、改定版は分かりやすい言葉で知的障害の中学生や高校生が分かるように工夫しましょう。

●ユニバーサルデザインの考え方、理念

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 回第 1 専門分科会

- ・ これまで障害者は健常者に追いつくための努力、訓練をしてきたが、社会の方が、みんなが使いやすいようにしようとする「障害の社会モデル」の考え方が広がっている。
- ・ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と同様に「共生の営みと学び合い」をキーワードにしてほしい。
- ・ 心のバリアフリーの定義について、「もてなし」や「思いやり」ではなく「障害の社会モデル」の理解こそが中心であり全てであるとする。
- ・ 車いすトイレが「多目的トイレ」になるなど「障害者用」という壁が薄くなってきている。
- ・ 現行指針にある「もてなし」の意識でなく、一緒に暮らす仲間共感して、つながろうという積極的な意思を持ってつながることが大切。
- ・ 障害者権利条約の「Nothing About Us Without Us」（我々のことを我々抜きで決めないで）をしっかりルール化して定着させる意識が重要。
- ・ 新県立体育館ではエレベーターが1基しかない、駐車場から遠いなどの課題があると感じている。設計段階で、自然とそういう発想になることが大切。
- ・ 防災計画や建物計画などの計画段階からの当事者参画をルール化すべき。ともに生きる、ともに学ぶということがないから、弱者の立場を置いてきぼりにされる。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 1 回第 2 専門分科会

- ・ ユニバーサルデザイン行動指針のターゲットを広げる（子育て中、外国籍、LGBT）。
- ・ 当初は当事者参画が進められていても、最終的には当事者の意見が十分に反映されないことがある。
- ・ 施設や設備が利用者の意見を反映したものになっておらず使いにくいことがある。
- ・ 最低基準をクリアするだけでなく、積極的に導入していくという事業者の意識のレベルを上げることが重要。
- ・ まちづくりをするとき、調達基準はユニバーサルデザインを前提とすることを提案したい。
- ・ 建築のモデリングソフトでデータを残して後から確認できるようにすべき。

◆ 令和 2 年 9 月 3 日 第 2 回第 2 専門分科会

- ・ 物理的なバリアフリーに偏っているので、情報やサービスに分野を広げていく必要がある。
- ・ アメリカのリハビリテーション法504条項の滋賀県版につながっていけばいい。特に継続改善の重要性と公的資金面が重要である。
- ・ 508条項の考え方は公的機関が障害者の使えないものを使ってはいけないというもので、

滋賀県でも行政が率先して、UD のものしか使わないとなればいい。

- ・ 整備基準を満たすだけでなく、色々な障害があるので 100%は難しくても当事者の意見を入れてほしい。
- ・ 社会的障壁の考え方は合理的配慮をしやすいというもので、何をもって良いとするかは当事者参画や当事者評価が大事である。

◆ 令和 2 年 9 月 7 日 第 2 回第 1 専門分科会

- ・ インクルーシブ、「ともに学び、ともに生きる」という考え方を心のバリアフリーの定義に入れてほしい。
- ・ 行動指針が UD を取り入れた改修・改築の取り組みを評価する仕組みになればいいと思う。
- ・ スポーツをする側だけでなく、見る側の視点や緊急時の防災面の対応という点でも当事者参画の仕組み・評価は必要である。

◆ 令和 2 年 10 月 14 日 第 3 回第 1 専門分科会

- ・ SDGs について、障害の社会モデル啓発のため、開発目標 3 番の保健(すべての人に健康と福祉を)と 16 番の平和(平和と公正をすべての人に)を入れてほしい。
- ・ 計画から整備後の維持管理、当事者も入っていく。今からでもやっていただきたいが、担当者のこころがけてやる部分だけではなく、仕組みにしないといけない。委員会や検討会を作って仕組みにしていきたい。

◆ 令和 2 年 10 月 22 日 第 3 回第 2 専門分科会

- ・ UD はデザインの結果だけではなく、スパイラルアップしていくデザインのプロセスそのものであるという定義がなされてきた。
- ・ ユニバーサルデザインは「前提」として進めていただきたい。「配慮」ではない。
- ・ 設計すべてについて7原則は当然としながらも例えば滋賀の環境性はユニバーサルデザインの中で大事ですし、近年は持続性も大事にしている。

●だれもが取り組むユニバーサルデザイン(継続的な理解促進)

◆ 令和 2 年 2 月 13 日 社会福祉審議会

- ・ ソフト面の取組をより充実させるべき。車イスの担ぎ方の啓発など、簡単に始められるところから始めるべき。
- ・ 県内の状況について、徹底した調査をしてほしい。調査をすると現場は動く。
- ・ 啓発、意識の教育が重要。その一環がハード面の整備である。ハード、ソフトと分けないほうがよい。

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 回第 1 専門分科会

- ・ ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いがあまり理解されていない。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 1 回第 2 専門分科会

- ・ ユニバーサルデザイン推進員が具体的な責務(ミッション)を持つ、それぞれの課題について話し合う機会をつくる。

◆ 令和 2 年 9 月 3 日 第 2 回第 2 専門分科会

- ・ 多目的トイレについて、誰でも使えるものではあるが、本当にそこしか利用できない人がいることを理解して、一般の方はモラルとしてできるだけ普通のトイレを利用してほしい。必要とする人が利用できない施設としてほかにエレベーターや駐車場が近年増えている。
- ・ 滋賀県でユニバーサルデザインを推進するにはまず県庁すべての部局、職員が理解する必要がある。「隗より始めよ」の考え方である。

◆ 令和 2 年 9 月 7 日 第 2 回第 1 専門分科会

- ・ 障害者の方に、自分(行政職員など)がいるから安心できる、優しい雰囲気であると思ってもらえることが大事である。
- ・ 障害の社会モデルをこの分科会から広めていってほしい。
- ・ 実際にポスターやチラシがあるだけではすぐに記憶からなくなってしまうだろう。障害者の方と関わることがとても大事である。行政の方にも、障害者の方と接する機会を持つなどしてほしい。
- ・ 子どもの加配に際して、子育ての現場では保護者に納得いくまで話すことが大事である。一番身近なサポーターである家族の理解がないと当事者はつらい思いをするので地域の中

と一緒に手伝いながら、学ぶ機会は大事である。

- ・ 多様な課題、しんどさが人それぞれにあって、耳を傾けたり、現場で一緒に体験しないとわからない。
- ・ 技術面や資金面、法律面など様々な課題があるが、それらを乗り越える障害の社会モデルの考え方は大事である。
- ・ 障害の社会モデルを認知している人は関係者だけで、これからは県民に広める必要がある。そのために障害当事者、行政、事業者、NPO が連携する仕組みを何らかの取組の中から実践して、広めていくことがいい。

◆ 令和 2 年 10 月 14 日 第 3 回第 1 専門分科会

- ・ 外見から分からない障害への配慮促進とあるが、確かに発達障害、知的障害である人は見た目で分からない。こういう障害があるかということが分かる、ヘルプマークなどどれだけ浸透していくかが一番の課題かと思う。
- ・ 一般の人に社会モデルを理解してもらうのはすごく大変な労力がある。私たちから発信するけれども、行政や教育などいろんな人から社会モデルを浸透していこうという思いがないことには分かっていただけない。
- ・ 共生社会づくり条例とユニバーサルデザイン行動指針が一緒になって、社会モデル、当事者参画を進めていければと思う。県の職員が社会モデル理解を進めること大事。

◆ 令和 2 年 10 月 22 日 第 3 回第 2 専門分科会

- ・ 災害やサービス、これらが近年特に浮き彫りになってきています。サービスの概念は抜けがちですし、災害も考えた持続性というのは SDGs の中にしっかり入っている。
- ・ 差別解消法や基本法の中で社会的障壁の除去について、物理的な障壁や意識上、制度上の障壁、あるいは文化、情報の障壁、意識上の障壁といういろいろな側面での障壁を取り除くことを社会的除去と言っている。社会的障壁の除去に取り組むということを滋賀県としては重点を置きたいということ、社会的障壁の除去の中には当然意識上の障壁も含まれるということを書けばいいのではないかな。

●だれもが取り組むユニバーサルデザイン(学びの場づくり、ひとづくり)

◆ 令和 2 年 2 月 13 日 社会福祉審議会

- ・ 幼稚園、保育園で車いすの方と一緒に過ごしていなければ、どう対応すればよいか分からない。

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 回第 1 専門分科会

- ・ 大人に対する普及啓発とあわせて、子どもに対する取組も行動指針に記載したい。
- ・ 障害者として一括りにするのではなく、個々と接するような関わりをすると、自然と入っていったように思う。
- ・ 福祉教育、体験学習を受け入れる際に、教員側の認識や対応が不十分と感ずることがある。
- ・ 知的障害、発達障害を疑似体験できるプログラムの活用。
- ・ 大阪の小学校はインクルーシブ教育で、みんな一緒に大人になるという感覚であった。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 1 回第 2 専門分科会

- ・ 障害者は特別支援学級・養護学校に行くことが前提で、地域の学校に行こうとすると様々な反発・圧力を受けることがある。
- ・ どのように配慮すればよいのか、普段から接していないと分からない。

◆ 令和 2 年 9 月 3 日 第 2 回第 2 専門分科会

- ・ インクルーシブ教育は滋賀県では遅れているので数値目標化して制度として取り組んでいかなければならない。
- ・ 学校のバリアフリー化について現場レベルでは混乱しているので教育委員会にも現場にも理解しやすいように知らせていくようにしなければならない。

◆ 令和 2 年 9 月 7 日 第 2 回第 1 専門分科会

- ・ 疑似体験学習について、身体的だけではなく、発達・知的障害も全国の子どもに広めたい。
- ・ 子どもが学ぶ場として、学校外で当事者の方、ボランティアの方と共同でつくることが大事である。
- ・ 先生、生徒だけではなく、当事者や保護者、地域の方が一緒に共有したり、体験を通した学びの時間が増えるといい。

- ・ 子どものころから特別支援学級など普通の人と分けて勉強すると社会に出るときに怖いと感じるので、一緒に勉強したり、交流する機会があるとよい。
- ・ インクルーシブ教育をどう進めていくか。
- ・ 障害当事者参画の学びの場をどう広めていくのか。

◆ 令和 2 年 10 月 14 日 第 3 回第 1 専門分科会

- ・ 年齢と個性に応じたインクルーシブ教育はとても大事なこと。共生社会の理念と滋賀県の実情はやや乖離しており、ともに学ぶというより分離教育が実情だと思う。改定版には、ともに学ぶ教育の重要性を位置づけてほしい。
- ・ 文部科学省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議中間とりまとめ」において、すべての教員には障害の社会モデルを理解して、子どもに必要な支援、授業に活かしていくことが求められる。滋賀県でも社会モデルを広めて、すべての教員の資質や専門性の向上につながる取組をお願いしたい。
- ・ 発達障害の方は大学を卒業してから就労の方で苦勞することが多いので企業にも発達障害がどういう障害があるとユニバーサルデザインの啓発をしていかないといけない。

●だれもが暮らしやすいまちづくり

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 回第 1 専門分科会

- ・ 学校でのユニバーサルデザインが不十分と感じていた。エレベーターが無いことが普通であった。
- ・ 田舎の公民館や厚生会館など、まだまだ和式トイレが多く不便。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 1 回第 2 専門分科会

- ・ 整備基準が必要最低限の基準となりミニマムセーフティネットを死守するということになってしまう。
- ・ 施設設置者において、必要最低限のものである整備基準を、それで十分とする意識が見受けられる。
- ・ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則の除外規定により、合理的配慮義務が過度な負担とされ、提供されないことがある。
- ・ ユニバーサルデザインの法体系の位置づけを格上げしないことには、お願い法令のままで終わっている状況では難しい。
- ・ 整備基準の規制のレベルを上げるとともに、設置者自らが取り組むよう推進する必要がある。

◆ 令和 2 年 9 月 3 日 第 2 回第 2 専門分科会

- ・ 10 年以上前に比べて、鉄道駅のバリアフリー状況は大きく変化し、車いすでも外出が容易になったが、人手不足などが理由で駅員の助けが必要な時に窓口が閉まっていることもある。
- ・ JR などの電光掲示板について、ユニバーサルデザインで作ったという啓発の文字を入れてはどうか。
- ・ 音響信号について、所管する警察は行政が話し合いをしてもなかなか応じてもらえない。せめてエスコートゾーンであれば、警察ではなく、行政で対応できるので広めたい。
- ・ バス・鉄道ステップは電動化が世界の主流であり、日本でこれを進めたい。
- ・ 例えばトイレはそこしか使えない方にはその人専用を整備し、あわせて一般のトイレの幅を少し広げることで多くの障害者が利用できるようになる機能分散が最近の考え方である。
- ・ 海外におけるバリアフリー施策は障害者が選択をして、同時にモラル教育をしている。両方がセットになって合理的配慮や共生社会になっていく。

- ・ いわゆる施設整備基準にとどまることなく、上乘せすることでいかにともに生きるまちを作っていくかが大きな課題である。
- ・ バスのバリアフリー対応車両は 7~8 割だが、その内訳はノンステップ、ワンステップ両方を含んでいる。両者には大きな違いがあり、ノンステップ車両の導入を進めなければならない。
- ・ どのように最低基準を守るのかではなく、基準そのもののアップデートが必要である。

◆ 令和 2 年 9 月 7 日 第 2 回第 1 専門分科会

- ・ 改正バリアフリー法に伴う小中学校バリアフリー化の義務化、教育啓発特定事業などの動向を踏まえる必要がある。
- ・ 移動しやすいまちにするためにはノンステップバスがあってもバス停や歩道が整備する必要がある。
- ・ 移動しやすいまちづくりをどのように進めていくのか。
- ・ 学校のバリアフリー化は学校以外に周辺の駅、住宅街、道路、環境全体をバリアフリー化するという仕組みが確立されてきた。現場である先生などに理解されないといけない。
- ・ バリアフリーマスタープラン制度導入は市の理解を得るまで何年もかかるが、当事者の方々が市に対して提案すれば市はその提案を無視できない。
- ・ ちょっとした工夫でいろんな利便性が生まれる。

◆ 令和 2 年 10 月 22 日 第 3 回第 2 専門分科会

- ・ エスコートゾーンについては県の道路課としても推進していくという政策を持ってほしい。

●だれもが使いやすいものづくり

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 回第 1 専門分科会

- ・ 言葉のない人にもパッと分かるデザインが必要。

◆ 令和 2 年 2 月 27 日 第 1 回第 2 専門分科会

- ・ 食物アレルギー、ハラール食への対応も必要。

◆ 令和 2 年 9 月 3 日 第 2 回第 2 専門分科会

- ・ 情報やサービスに関する法律がないため、日本における障害者に配慮がない調達支援が
いまだに改善しない。
- ・ 滋賀県で情報アクセシビリティ条例を作してほしい。

◆ 令和 2 年 9 月 7 日 第 2 回第 1 専門分科会

- ・ 当事者が企業と一緒に取り組むことで、本来高額なものでも技術を重ねてより良いものを作ることができるのではないか。
- ・ UD 化されている商品であっても使い勝手の悪いものがあるので、意見を聞いてもらえる場があればいい。

◆ 令和 2 年 10 月 14 日 第 3 回第 1 専門分科会

- ・ アメリカのリハビリテーション法 504 条項について、連邦政府などの障害に基づく排除や差別が禁止されている。508 条項は公的機関が使用する ICT(web を含む)のその開発や維持、調達条件を定めたもの。この条項によりアメリカの情報機器の産業はユニバーサルデザイン以外の製品は作らないというルールが確立した。

●だれもが満足できるサービス・情報の提供

◆ 令和 2 年 2 月 13 日 社会福祉審議会

各種の申請手続きが分かりにくいなど行政手続、行政システムがユニバーサルデザイン化されていない。

◆ 令和 2 年 2 月 20 日 第 1 回第 1 専門分科会

- ・ 知的障害があるが、相手にうまく伝えられているか、伝わっているか、不安になることがある。
- ・ 精神障害を持つ方も迷うことなく使える製品、情報提供が必要。
- ・ 地図だけでは目的地にどう行けばよいか分からない。HP 等で周辺の写真があると、たどり着ける。
- ・ 道案内のスマートフォンのアプリがあるが、知的障害がある方はそもそもアプリが使えない。
- ・ 見た目で分からない障害への対応にも取り組む必要がある。
- ・ 精神障害への差別、偏見が多く、症状を理解していただくことが大切である。それが生きやすさにつながる。
- ・ 精神障害への差別、偏見は、意識上の障壁の最たるものであり、意識の壁をどう取り除くかが課題。
- ・ 認知症患者はトイレに時間がかかるが、待っている介助者が周りの人に対して、時間がかかることを知らせるマーク等があればよい
- ・ 災害避難所の狭い空間では、認知症患者は不安になる。
- ・ ヘルプマークが浸透していない。

◆ 令和 2 年 9 月 3 日 第 2 回第 2 専門分科会

- ・ 自身が最近骨折して歩けなくなって初めて気づいたことが多くある。移動に際し、JR もタクシーなど、窓口がばらばらで煩雑であるので、スマートフォン一つで関係各所に連絡が取れる仕組みがあればいい。
- ・ ICT を活用したユニバーサルデザインのサポートは増えているものの、サービス面ではまだまだ遅れている。
- ・ コロナの知事会見で手話通訳の方がついていますが、標準にしていくことが大事である。
- ・ 滋賀県のホームページについて、PDF ファイルで掲載しているコロナの発生状況のお知らせは、HTML であれば読めるが、画像ファイルは読めない。県は情報提供しているつもりでも、視覚障害者の中で読める人は非常に少ない。

◆ 令和 2 年 9 月 7 日 第 2 回第 1 専門分科会

- ・ 絵カードなどの自分の気持ちを伝えるのが苦手な人とのコミュニケーションツールを医療現

場だけではなく、教育など様々な生活の場面に広めたい。

- ・ 障害者の中には先天的な方、中途の方いらっしゃるので、障害者間の理解も大切である。
- ・ ヘルプマークの浸透を図っていく必要がある。
- ・ コロナ対策の特別給付金手続きで単身の障害者や外国籍の方にとって分かりにくい様式で申請できないという事例があった。
- ・ 報道など、なぜそうなるのか丁寧な説明や抽象的な表現ではなく具体的に細かな説明が必要である。
- ・ 駅など現地点から目的地まで目印となるマークや導線があるとよい。
- ・ 分かりやすい情報を、必要な人にちゃんと届けることが大事である。

◆ 令和 2 年 10 月 14 日 第 3 回第 1 専門分科会

- ・ 街中でかける際に目的地にたどり着けないことがある。目的地までの途中に掲示板や何か表示があるといい。